

都城市公告第 208 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付け都城市公告第 232 号で公告した下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を更新したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 29 日

都城市長 池田 宜永



記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を更新した地区
五十市地区、沖水地区、志和池西部地区、梅北地区、庄内東部地区、山之口南部地区、
高城北部地区、木之川内地区、東霧島地区
- 2 縦覧場所
都城市役所 農政部 農政課